

さいたま市告示第249号

屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第7条第4項の規定により広告物及び掲出物件を除却し、同法第8条第1項の規定により保管したので、同条第2項並びにさいたま市屋外広告物条例(平成14年条例第109号)第21条の2及び第21条の3の規定により、次のとおり告示する。

令和8年2月9日

さいたま市長 清水 勇 人

1 保管した広告物又は掲出物件の名称又は種類及び数量

- | | |
|---------|------|
| (1) はり札 | 101枚 |
| (2) 立看板 | 2枚 |

2 保管した広告物又は掲出物件の放置されていた場所、除却日時及び保管開始日時 別紙のとおり

3 保管場所

さいたま市緑区宮本2丁目16番地3

4 連絡先

- | | |
|--------|----------------------------------|
| (1) 担当 | さいたま市役所都市局 都市計画部 南部都市計画指導課 都市管理係 |
| (2) 電話 | 048(840)6178 |

広告物及び掲出物告示リスト

告示年月日 令和8年2月9日

番号	放置されていた場所	保管した広告物・掲出物件		除却した日時		保管開始日時		備考
		名称または種類	数 量	月 日	時 間	月 日	時 間	
1	南区	はり札	3	令和8年1月8日	14時00分 から 17時00分	令和8年1月8日	17時00分	
2	浦和区	はり札	23	令和8年1月13日	8時30分 から 17時00分	令和8年1月13日	17時00分	
3	緑区	はり札	5	令和8年1月13日	8時30分 から 17時00分	令和8年1月13日	17時00分	
4	緑区	はり札	4	令和8年1月14日	8時30分 から 17時00分	令和8年1月14日	17時00分	
5	南区	はり札	25	令和8年1月16日	8時30分 から 17時00分	令和8年1月16日	17時00分	
6	緑区	はり札	21	令和8年1月20日	8時30分 から 17時00分	令和8年1月20日	17時00分	
7	南区	立看板	1	令和8年1月23日	14時00分 から 17時00分	令和8年1月23日	17時00分	
8	浦和区	はり札	20	令和8年1月23日	8時30分 から 17時00分	令和8年1月23日	17時00分	
9	浦和区	立看板	1	令和8年1月23日	8時30分 から 17時00分	令和8年1月23日	17時00分	
	計	はり札	101					
		立看板	2					